平成２７年（フ）第２２号
福岡県久留米市城島町原中牟田314番地１
債務者　澁田　智樹
１　決定年月日時　平成27年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第６８号
北九州市若松区古前２丁目26番１号
債務者　高嶋　平志
１　決定年月日時　平成27年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１４号
佐賀県神埼市千代田町餘江254番地、住民票上の住所佐賀市松原４丁目３番２号　大蔵マンション705号
債務者　小川　隆行
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１号
佐賀県鳥栖市神辺町862番地４
債務者　繁　　裕主
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
佐賀県小城市三日月町長神田2414番地20
債務者　富吉　優香
１　決定年月日時　平成27年３月４日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１号
長崎県対馬市豊玉町横浦13番地32、前住所長崎県対馬市豊玉町仁位2095番地５
債務者　沖中　信夫
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２７年（フ）第６号
宮崎県延岡市塩浜町２丁目1856番地１　県営住宅３－302
債務者　吉田佳奈子
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第７号
宮崎県延岡市大武町191番地　市営住宅44
債務者　日高　　建
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１０号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町24番23号　大倉ビル103号
債務者　池畑　直喜
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１１号
鹿児島県奄美市笠利町大字須野34番地
債務者　西　　京子
１　決定年月日時　平成27年３月４日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１２号
鹿児島県奄美市名瀬平田町29番17号
債務者　厚　　大剛
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目37番16号
債務者　野崎　正平
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目37番16号
債務者　野崎　直子
１　決定年月日時　平成27年３月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第４８号
沖縄県那覇市字大道151番地２　新地マンション102
債務者　片岡ちあき（旧姓前楚）
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５１号
那覇市繁多川５丁目３番13号　平良アパート202
債務者　桃原　真一
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５５号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番73―804号　県営天久高層住宅
債務者　仲松　弥進
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第６号
宮城県柴田郡大河原町字新東27番地８　Ｖコーポ池田Ａ―102号
債務者　山田　幸久
１　決定年月日時　平成27年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
仙台地方裁判所大河原支部